

平成20年
4月
スタート

75歳以上の方の医療保険が変わります

75歳以上の高齢者を対象として、現在の老人保健制度にかわる新しい「後期高齢者医療制度」が創設されます。この制度の事務は、県内の各市町と長崎県後期高齢者医療広域連合が連携して行います。

後期高齢者医療制度の概要

県内に住む75歳以上の方は、原則として、後期高齢者医療制度の被保険者となります。なお、一定の障害がある65歳以上の方で、所定の申請を行った方も被保険者となります。老人医療受給者証をお持ちの方は、制度開始の際、手続きは不要です。これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。医療機関での自己負担は、現在の老人保健で医療を受けるときと同じです。

- ・原則、1割負担。ただし、現役並み所得の方は3割負担となります。



後期高齢者医療制度の保険料



保険料は、被保険者全員が納めます。

- ・国民健康保険などの保険料・税を納めていた方は、原則として、これらに代わり後期高齢者医療制度の保険料を納付します。
- ・政府管掌健康保険などの被扶養者で保険料を負担していなかった方は、納付する保険料について、2年間の軽減措置が設けられます。

県内では、保険料率は原則として均一です。（保険料率は決まり次第お知らせします。）

保険料の納め方は、

- ・年額18万円以上の年金を受け取っている方の保険料は原則、年金から天引きとなります。
- ・それ以外の方は、口座振替や納付書により市町に納めます。

具体的内容については、今後お知らせします。

お問い合わせは、長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930
または、対馬市保健部保険課 0920(58)1118(内線157、158)

「ママのしあわせプレゼント事業」7月から開始！
家事支援・育児支援のサービスを提供する事業者募集中！

長崎県では、お母さんの子育てを応援するために、妊娠期からの家事の手伝いやお子さんの一時保育、保育所等への送迎などのサービスを体験してもらう「ママのしあわせプレゼント事業」を7月以降順次開始します。

1. 事業の仕組み

子育て家庭（妊婦含む。）に一時保育等利用券（500円×4枚）を配布しますので、妊娠期からの家事支援や乳幼児期の育児支援サービスを受けることができます。

2. 利用券の配布対象者

平成19年4月1日から平成22年3月31日までに県内の市町窓口で母子健康手帳の交付を受けるすべての妊婦。

（配布日から2年間有効）

3. サービスの内容

家事支援（家事の手伝い） 育児支援（お子さんの一時保育・一時預かり・保育所等への送迎など）

4. サービスを提供する事業者

県が協定を結ぶ事業者の対象は次のとおりです。詳しくは、長崎県子ども政策局ホームページに掲載しています。

- 一時保育等を実施している保育所 各市町地域子育て支援センター、つどいの広場 シルバー人材センター（一部を除く。） ファミリーサポートセンター
- 子育てタクシー協会 その他、家事支援や育児支援を実施している子育て支援団体

【問い合わせ】長崎県子ども政策局子ども未来課

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号
095(895)2686
FAX 095(895)2554

年金コーナー

【年金時効特例法施行のお知らせ】

年金記録問題の一環として、「年金時効特例法」が平成19年7月6日に施行されました。

この法律は年金記録の訂正に伴って年金額が増額されたにもかかわらず、時効により全額を受給できないということがないよう、時効が完成した部分についても年金を支給するものです。

また、今後年金記録が訂正される方は、訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。年金記録の訂正にあわせて自動的に手続きが行われます。

手続き方法など詳しくは

社会保険庁ホームページまたは
ねんきんダイヤル
0570(05)1165
までお願いします。

【問い合わせ】

長崎北社会保険事務所
095(861)1211

お近くの社会保険事務所に必要な書類がありますので、記入のうえ提出してください。

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

9月18日(火) 午前10時から午後5時まで 対馬市役所 一階大会議室
9月19日(水) 午前10時から午後3時まで 美津島支所 別館会議室

対馬市斎場

「つつじの苑」

待合室の有効利用について
対馬市では、対馬市斎場「つつじの苑」(美津島町根緒)待合室を葬儀場として利用できるようにしています。

利用できる方

- ・申請者が生活保護世帯である方。

- ・亡くなられた方が施設入所及び一人暮らしで、申請者が市内に住所を有しない方
- ・その他の事情により、市長が特に認める方。

利用料 市外の方は使用料

が倍になります。

- ・一室(3時間)

2,000円

- ・超過使用料(1時間ごと)

700円

対馬市斎場(火葬場)

の利用について

施設の利用にあたっては、お心付け等は一切必要ありません。お気軽にご利用ください。

【問い合わせ】対馬市 市民課

0920(53)6111
内線223

平成19年度自衛官募集

区分	資格	受付期間	一次試験場	試験場
防衛大学校学生一般	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月7日~9月28日	11月10、11日	受付時に 通知
防衛医科大学校学生			11月3、4日	
航空学生		8月1日~9月7日	9月22日	
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月7日~9月28日	10月14日	
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満の者	8月1日~9月7日	9月17日	対馬島内
2等陸・海・空士(女子)			9月24日、25日	受付時に 通知
2等陸・海・空士(男子)		8月1日~9月7日 (年間を通じ受付)	9月18日 (受付時に通知)	対馬島内 (受付時に通知)
自衛隊生徒(陸)	中卒(見込含) 17歳未満の男子	11月1日~20年1月8日	20年1月12日	対馬島内

【問い合わせ】自衛隊長崎地方協力本部 対馬駐在員事務所 0920(52)0908